

甲州市そば栽培奨励金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、甲州市内において「そば切り発祥の郷づくり」を推進するため、市内でそばを栽培する者に対し、予算の範囲内で甲州市そば栽培奨励金（以下「奨励金」という。）を交付するものとし、その交付に関しては、甲州市補助金等交付規則（平成17年甲州市規則第49号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(交付対象者)

第2条 奨励金の交付対象者は、市内に住所を有する者で、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 甲州市内の農地でそばの栽培（栽培面積1アール以上に限る。）を行っている者
- (2) 前項の農地で収穫したそばの実の全量を市が指定した施設等に出荷する者
- (3) 市税等を滞納していない者

(奨励金の額)

第3条 奨励金の額は、前条第2号の出荷量（1キログラム未満切り捨て）に1キログラム当たり200円を乗じて得た額とする。

(計画書の提出)

第4条 奨励金を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、そば栽培計画書（様式第1号）に作付する耕作地が分かる図面等を添付し、種蒔き前に市長に提出し承認を得なければならない。

(奨励金の交付申請及び実績報告)

第5条 申請者は、規則第2条の規定にかかわらず、そば栽培奨励金交付申請書兼実績報告書（様式第2号。以下「申請書兼実績報告書」という。）に収穫前の耕作の状況が分かる写真等を添付し、市長に提出しなければならない。

2 奨励金の実績報告は、規則第6条の規定にかかわらず、前項の規定により提出された申請書兼実績報告書により完了したものとみなす。

(奨励金の額の確定等)

第6条 市長は、前条の規定による申請書兼実績報告書の提出を受けたときは、その内容を審査して交付すべき奨励金の額を確定し、規則第4条及び第7条の規定にかか

わらず、そば栽培奨励金額確定通知書（様式第3号）により当該申請者に通知するものとする。

（その他）

第7条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が定める。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年10月30日から施行し、平成27年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、令和3年6月30日から施行する。

（経過措置）

2 この要綱による改正後の甲州市そば栽培奨励金交付要綱の規定は、この要綱の施行の日以後に申請書が提出された奨励金について適用し、同日前に申請書が提出された奨励金については、なお従前の例による。